

ごみの分別 ハンドブック

薩摩川内市



ごみの分け方・出し方

【 メ モ 】

ごみの分別ハンドブックの発行にあたって

私たちが生活を送るうえで、ごみの処理は避けては通れないものです。

本市のごみ処理量は、平成23年度には26,548トン(直接資源物となるものを除く)でした。これは1日市民1人あたり730グラムのごみを出した計算になります。

市は、市民の皆様から出されたごみを適正に処理しなければなりません。本市の一般廃棄物最終処分場は、埋立容量が残りわずかとなったため、焼却灰を県外で処理する状況となっております。これまで市民、事業者の皆様方に、ごみの分別収集・減量化に大変ご協力をいただいているところですが、更なる減量化をすすめる必要があります。

また、平成25年度から、より効率的なごみ処理を目指し、川内クリーンセンターで市全体のごみの一括処理を行うこともあり、今回「ごみの分別ハンドブック」を作成いたしました。

ごみに出そうとする前に、次のことを考えましょう。

- ①本当にいらないものなのか？
- ②自分は使わなくても、まだ使えるものではないか？
他の人が必要としているものではないか？
- ③身近でリサイクルをしているものはないか？

そのうえで、この分別ハンドブックをご活用いただければ幸いです。

1人1日100グラム(バナナの皮1～2本分)のごみの減量で、年間約3,600トン(約14%)ものごみを減らすことができます。

本市の美しい自然を後世まで残すためにも、更なるごみの分別収集・減量化にご理解とご協力をお願いします。

も く じ

ごみの出し方・分け方	2・3
川内クリーンセンターへ持ち込むには	4
川内クリーンセンターへ搬入できないごみ	5
特定家庭用機器廃棄物(家電4品目)の処分	5
資源物の正しい分け方・出し方	6～12
ごみ分別さくいん(さくいんの見方)	13
(さくいん)	14～39
川内クリーンセンター案内図・問合せ先	裏表紙



ごみの出し方・分け方

～分別収集へのご協力をお願いします～



燃やせるごみ(可燃)

指定袋(透明)で収集日の朝8時までに「燃やせるごみ」の収集所へ出す。



- ◎生ごみは、汁が滴らないように水切りをしっかりとってください。
- ◎廃食用油等は、不要な衣類等に吸収させて出してください。

生ごみ・草花・枝など

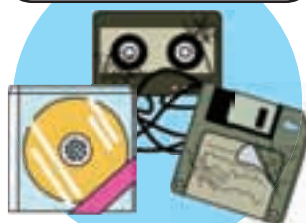


ごみの減量化に取り組みましょう。

衣類・寝具・革製品



ビデオテープ・FD・CD・DVD・BDなど



ケースも燃やせるごみです



使い捨てライター(小型)

必ず使い切りましょう。



花火

使用後は水につけましょう

燃やせないごみ(不燃)

指定袋(赤色)で収集日の朝8時までに「燃やせないごみ」の収集所へ出す。



- ◎電気コード等は、根元から切り離して束ね、同じ袋に入れてください。
- ◎乾電池ははずして出してください。(乾電池の出し方→12ページ)
- ◎スプレー缶・ガス缶は資源物です。

傘・ラケット(卓球除く)



ガラス・陶磁器類



家電製品・おもちゃ



蛍光灯・電球類



注 意

次のようなものは、収集所に出されていても収集しません。



- ①「収集所へ出せない物」(3ページ)を出しているもの
- ②指定ごみ袋を使用していないもの
- ③分別がされていないもの
- ④決められた収集日に出されていないもの

収集所は、地域の方々(自治会等)が管理を行っています。
ごみ出しルールを守りましょう。



ごみの出し方・分け方

～分別収集へのご協力をお願いします～

家庭ごみ

資源物

自治会のリサイクルステーションへ出す。

(指定ごみ袋はありません。ご家庭では適当な袋、ネット等での分別をお願いします。)

※公設ステーションへも出せます。

(市役所東側駐車場 第2日曜日 8:30~11:00)

紙ひもでしばる



紙類 10・11ページ

コンテナへ入れる



びん類 7ページ

※乾電池 12ページ

※平成25年4月から新たに分別をお願いします。

ネットへ入れる

缶類 6ページ



ペットボトル 8ページ



白色トレイ・発泡スチロール 8ページ

プラスチック類 9ページ



収集所へ出せない物

- 粗大ごみ (指定ごみ袋に入らないもの又は火災等の恐れがあるため収集しないもの)

【処理の方法】

- ①直接クリーンセンターへ持ち込めます。
- ②市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼します。

4ページ

- 川内クリーンセンターで受け入れできないもの

5ページ



川内クリーンセンターへ 持ち込むには

家庭ごみ

搬入できる もの

- 一般廃棄物(産業廃棄物に該当しないもの)のうち、クリーンセンターで受け入れできないもの(5ページを参考にしてください)以外のもの
(収集所やリサイクルステーションで収集している、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物も持ち込むことができます。)

持込方法

- 車での自己搬入になります。
(搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者(下記参照)へ依頼してください。)
- 袋を使用する場合は、透明か半透明の袋を使用してください。(指定袋でなくても可)
- 木(枝)・木材等を搬入する場合は、直径10cm以内、長さ1m以内に切ってください。



必ず事前に電話連絡(TEL 30-1117)してください。
(持ち込みの直前でもかまいません)



処理手数料がかかります 100キログラムごとに300円

※100kgまで300円。100kgを超える場合は100kg単位で300円ずつ加算されます。
クリーンセンターの計量窓口で、現金でお支払いください。

分別の徹底をお願いします。(未分別のごみは、搬入をお断りします。)

開放日 受入時間

月曜日～金曜日(祝日含む)及び第2日曜日

- 平日 午前8時30分～12時まで 午後1時～4時30分まで
- 第2日曜日 午前9時～12時まで 午後1時～4時30分まで

※年末年始(12月30日から1月3日)は休みです。(年末年始の休みについては、広報などでお知らせいたします。)

一般廃棄物 収集運搬 許可業者

業者名	TEL	業者名	TEL
株外藺運輸機工(陽成町)	30-1311	有)幸開発(宮内町)	23-0740
落運送有(御陵下町)	22-2919	南九州特建リース工業株(樋脇町)	37-3631
堤リサイクル(川永野町)	25-1935	日の丸シティサービス(高城町)	0120-339-082
有)オリンピア商事(入来町)	44-2313	有)南洲工業(祁答院町)	56-0606

※市ホームページ(<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>)にも掲載してあります

事業所のごみについて

- 法律により、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物・事業系一般廃棄物)を、自らの責任において適正に処理しなければならないことになっています。
- 産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に委託してください。川内クリーンセンターでの処理はできません。
- 市では、事業系一般廃棄物の収集は行っておりません。**地域の家庭ごみの収集所には出さないでください。**
- 事業者が、事業系一般廃棄物を処理できない場合は、川内クリーンセンターへ持ち込むことができます。事業者自ら搬入するか、市の一般廃棄物収集運搬許可業者(上記参照)へ委託してください。

【事業者自ら川内クリーンセンターへ持ち込む場合】

- 事前に搬入許可証の取得が必要になります。搬入許可証の取得後、許可証裏面に記載してあります許可条件に従い搬入してください。
- 第2日曜日は搬入することはできません。
- 搬入手数料は、100kgごとに600円(燃やせるごみ・燃やせないごみ混載の場合は、別々に計量します)になります。

川内クリーンセンターへ搬入できないごみ

～クリーンセンターへ搬入できないごみは、地域の収集所にも出せません～

爆発、発火、引火のおそれがあるもの



- 火薬
- 燃料(ガソリン・灯油・軽油等)
製造メーカー・取扱店へご相談ください。



- 消火器(リサイクル対象品目です)
販売店・購入店へご相談ください。

【リサイクル特定窓口】

奥園消防機材 20-1190

詳細は日本消火器工業会(消火器リサイクル推進センター)ホームページ(<http://ferpc.jp/>)でご確認ください。



- ガスボンベ(プロパンガス等)
ガスボンベに記載してある取扱店(ガス会社)へご相談ください。

自動車部品(タイヤ(ホイール含む)・バッテリー)



販売店、自動車販売会社、修理工場等へご相談ください。

【バッテリー引取り協力店】

(有)川内バッテリー 22-5726
宮協電機工業所 23-1653

感染性・毒性があるもの



- 在宅医療廃棄物
【注射針・シリンジ・付随する器具・未使用の薬(病院・処方箋薬)など】
処方された病院・医院及び市薬剤師会加入の薬局等へ返却してください。
- 農薬類・薬品類
販売店・購入店へご相談ください。

パソコン(リサイクル対象品目です。)



製造メーカーによって回収されます。
詳細はPC3R 一般財団法人パソコン3R推進協会ホームページ(<http://www.pc3r.jp/>)でご確認ください。

マットレス(スプリング入り)、サッシ類



- 山内商店 22-2914
- (株)イワモト 20-2608

その他(クリーンセンターで処理できないもの)

※「ごみ分別さくいん」で「×受け入れません」としているもの
農業・漁業で使うもの、給湯器(小型の台所用給湯器を除く)、石・土砂・ブロック・レンガなど、家の素材となっているもの。(瓦、浴槽、便器等)
産業廃棄物処理業者については、電話帳(タウンページ)等でご確認ください。

特定家庭用機器廃棄物(家電4品目)の処分

～廃棄の際は、リサイクル回収が義務付けられています～

エアコン

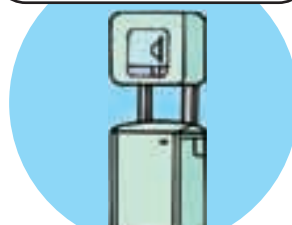


室外機も含まれます。

テレビ



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫



リサイクル料金などの詳細は、販売店、指定引取業者又はRKC一般財団法人家電製品協会のホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp/>)などでご確認ください。

処理方法

- (1) 販売店へ引き渡す ※リサイクル料金とは別に運搬手数料が必要です。
- (2) 指定引取場所へ自己搬入 (有)田口商会(東郷町) 42-0546 ※リサイクル料金だけが必要です。
- (3) 川内クリーンセンターで処理はできませんが、持ち込むことはできます。搬入の際は、事前に郵便局でリサイクル券を購入する必要があります。また、別途運搬手数料(1台につき3,150円)が必要になります。

資源物の正しい分け方・出し方①

スチール缶

このマークが目印



食品缶(飲料・海苔・缶詰等)
ミルク缶、茶葉の缶、入浴剤
ペットフードの缶
菓子缶
(クッキー・せんべい・菓子等)



出し方ワンポイント

- すすいで出す。(たばこの吸殻等はすべて取り出す。)
- 缶詰・ペットフードの缶は、洗浄をしっかりとる。(食品等の付着がない状態)
- 誤ってつぶれた缶も洗浄して出す。
- 集団回収(廃品回収)等もご利用ください。
- スプレー缶やカセットボンベは、中身を使いきり風通しの良いところで穴をあけてから出す。
- ふたは、表示がある場合は表示の「缶類」へ、表示がない場合、缶本体と切り離した場合は「燃やせないごみ」へ出す。

アルミ缶

このマークが目印



飲料缶・缶詰等



出し方ワンポイント

- 飲料缶は、すすいで出す。(たばこの吸殻等はすべて取り出す。)
- 缶詰・ペットフードの缶は、洗浄をしっかりとる。(食品等の付着がない状態)
- 誤ってつぶれた缶も洗浄して出す。
- 集団回収(廃品回収)等もご利用ください。
- ふたは、表示がある場合は表示の「缶類」へ、表示がない場合、缶本体と切り離した場合は「燃やせないごみ」へ出す。

資源物の正しい分け方・出し方②

生きびん(リターナブルびん)

一升びん(茶色と緑色のみ)

(酒類、醤油、食用油等)

ビールびん

〔キリン、アサヒ、サッポロ、
サントリー、パドワイザー、
川内大綱ビール〕

その他

〔コーラ、ハイシー、三ツ矢サイダー、
キリンレモン、キリンオレンジ〕



一升びんは
ふたをつけた
まま出す。

出し方ワンポイント

- ふたを取って中をすすいで出す。(一升びんは、ふたをつけたまま出す。)
- ラベルは、つけたまま出す。
- 集団回収(廃品回収)等もご利用ください。

ワンウェイびん

色ごとに3種類に分類します

- ①無色透明のびん
- ②茶色のびん
- ③その他色のびん

①



②



③



出し方ワンポイント

- ふたを取って中をすすいで出す。
- ポン酢や麺つゆ等のびんに付いている中栓は出来るだけ外す。
- 食品や調味料などは、洗浄をしっかりとる。(食品等の付着がない状態)
- ラベルは、つけたままで出す。

資源物の正しい分け方・出し方③

ペットボトル

ペットボトルとは



PET

ペットマークのついた物です。
(色付きも可)

このマークが目印



取手は、出来るだけはずす。

出し方ワンポイント

- ふたを取って中をすすいで出す。
- ラベルは、はずす。
- ペットボトルは、切断したりつぶしたりしないで出す。
- 食用油脂が入っていたものは、「プラスチック容器類」へ出す。



ふたやラベルは、「プラスチック容器類」へ出す。

白色トレイ・発泡スチロール

白色のものだけが対象です。
色柄のあるものは、
プラスチック容器類へ出す。



出し方ワンポイント

- 洗浄をしっかりとる。(食品等の付着がない状態)
- シールが貼ってあるものは、取り除いて出す。

資源物の正しい分け方・出し方④

プラスチック容器類

このマークが目印



プラスチック容器類とは

食品や商品等を食べたり使ったりした後に不要となる容器や包装類が対象です。



色付き発泡スチロール



ボトルポンプは、「燃やせるごみ」へ出す。

出し方ワンポイント

- 洗浄及び乾燥をしっかりとする。
- 同じ形のものは5個程度までなら重ねてよい。
- レジ袋などに入れない(二重袋にしない。)
- 紙製のラベルやシールは、取れる範囲で取って燃やせるごみへ出す。

● 資源物として出せないプラスチック(容器や包装でないもの)

バケツ、洗面器、CDケース、ひも及び結束バンド、バラ、スリッパ、おもちゃ、文房具など

● 資源物であるがリサイクル対象から除外するもの(洗浄が困難なもの)

小型のチューブ類(歯磨き粉・化粧品・薬品・ねりわさび等)

小型の調味料容器(弁当用しょうゆ・インスタント品の液体スープ等)

資源物の正しい分け方・出し方⑤

ダンボール

荷物箱、電化製品箱、
青果箱等のダンボール箱

ダンボールの見分け方



波状の中芯の両面に板状の厚紙を貼り付けてあります。



出し方ワンポイント

- ガムテープ、配送伝票、留め金具等のダンボール以外のものを取り除き、紙ひもで十字にしばって出す。
- 表面がナイロンやアルミ箔加工または、ロウ加工してあるものは、「燃やせるごみ」へ出す。
- 集団回収(廃品回収)等もご利用ください。

新聞紙・チラシ

新聞紙、チラシ

雑誌

週刊誌、マンガ、カタログ、
教科書、辞書、単行本など



出し方ワンポイント

- ナイロン等の紙以外のものを取り除き、紙ひもで十字にしばって出す。
- 上製本・全集物・百科事典等で表紙に布やナイロン加工が施してあるものは、その部分を取り除き「燃やせるごみ」へ出す。
- 集団回収(廃品回収)等もご利用ください。
- マンガ・雑誌等に付録のアイロンプリント等は「燃やせるごみ」へ出す。

資源物の正しい分け方・出し方⑥

紙パック

牛乳、果汁等の紙パック



出し方ワンポイント

- 洗って、乾かして、切り開いて、紙ひもで十字にしばって出す。
- 焼酎、酒紙パックの長期保存の容器は、中がアルミまたはビニールコーティングしてあるので「燃やせるごみ」へ出す。
- 500ml未満は「燃やせるごみ」へ出す。



その他の紙

食料、菓子製品、日用品等の箱類、厚紙類、販売店等の紙袋類(取手のプラスチック、ビニールカバーは取り除く)、販売店等の包装紙類・コピー用紙、印刷書類紙等



出し方ワンポイント

- 平たく伸ばして、紙ひもで十字にしばって出す。
- 紙袋類の取手のプラスチック、ビニールカバーは取り除き「プラスチック容器類」へ出す。
- 感熱紙、カーボン紙、油紙、金色・銀色のものは、「燃やせるごみ」へ出す。
- アイロンプリント等は「燃やせるごみ」へ出す。



資源物の正しい分け方・出し方⑦

電池類(マンガン乾電池・アルカリ乾電池)

資源物として回収する電池は
〔マンガン乾電池、アルカリ乾電池です。〕

※ボタン電池や充電電池、携帯電話のバッテリーは、燃やせないごみです。(電気店や販売店で回収しているところもあります。)



生ごみの減量化にご協力ください。

生ごみ処理機・生ごみコンポストを購入された場合、購入経費の一部を補助します。

※注意 購入補助金については、平成25年4月1日現在のものです。

対象者 薩摩川内市に住所を有する方

補助の対象 生ごみ処理機
(家庭で発生した生ごみ、雑草等処理し、堆肥等をつくる容器・機器)
※家庭用に限りです。

補助金の額 購入経費の1/2(上限額: 1容器又1機器につき20,000円)
※100円未満は切り捨て

必要な書類
①領収書(申請者の氏名、品名、型式が記載されたもの)
②補助金の支払いをする銀行口座の口座番号が分かるもの
③印鑑(スタンプタイプは除く)
④市税の滞納のない証明書(本庁税務課、または支所担当課。手数料は無料です。)
※補助金は、本庁環境課、各支所担当課窓口で申請できます。

ごみの焼却は法律により禁止されています。

平成14年12月1日から、法律の強化により
焼却炉の構造等の基準が厳しくなりました。

家庭用の小型焼却炉でも、燃焼温度を800度以上に保つことや、温度計、バーナーをつけることが必要となり、規模が大きな焼却炉では、さらに厳しい基準を満たさなければなりません。

焼却炉を用いないで行うごみの焼却や、ドラム缶などでの焼却は、法律で禁止されています。